

## 第 10 章 監 查 室

## 監査室

### 【概要】

#### 1. 設置

本学の運営に係る業務の遂行について、適法性、効率性及び社会への説明責任の観点から、公正かつ客観的に検証し、適正な業務態勢の確立及び内部監査を実施するため、学長の下に独立した組織として2004年5月に監査室を設置した。

(根拠条文) 本学内部監査規程第3条第1項  
「監査計画案の作成及び当該計画に基づく監査を実施するため、監査室を設置する。」

#### 2. 内部監査の種類

監査は、業務監査及び会計監査とし、定期監査並びに臨時監査により実施する。

#### 3. 構成員

監査室に監査室長及び監査室員を置き、監査室長は、学長が指名した役職員をもって充てる。

(2011年4月現在)

監査室長 1名 (兼任 教育研究支援部長)  
専門職員 1名 (専任)  
主任 1名 (専任)

### 【内部監査の基本方針】

内部監査は、本学内部監査規程並びに内部監査実施要領に従い、主に業務現場を対象とし、内部統制の検証、業務の効率化・合理化の検討等を目的として実施する。

(実施例)

- ・ 契約事務等の適正化について
- ・ 科学研究費補助金を含む外部資金の執行に係る適法性及び妥当性について
- ・ 資産の管理状況について
- ・ 職員の勤務時間管理の状況について
- ・ 会計検査院の指摘事項に係る調査について

### 【監査室の業務とその他監査機関との連携】

#### 1. 内部監査の実施

監査室は、各部署との緊密な連携のもと、概ね次の流れにより内部監査を実施する。

- (1) 年次計画の策定
- (2) 監査の実施通知
- (3) 監査の実施
- (4) 監査報告書・監査調書の作成

(5) 被監査部局への是正改善通知

(6) 是正改善回答の受理

(7) 学長への監査結果報告

#### 2. 監事との連携

監査室は、監事が実施する主としてトップマネジメントを対象とした監事監査に際し、監事と連携してその補助を行う。

(根拠条文)

独立行政法人通則法第18条第1項  
国立大学法人法第10条第1項

#### 3. 会計監査人との連携等

監査室は、監査業務を行うにあたり、会計監査人と連携を図るとともに、会計監査人が実施する監査において、学内各部署との連絡・調整を行う。

また、会計監査人候補者の選定に際し、会計監査人候補選定委員会に関する連絡・調整等を行う。

(根拠条文)

独立行政法人通則法第39条  
国立大学法人法第35条

#### 4. 会計検査院との連絡・調整

監査室は、会計検査院による実地検査及び会計検査院からの調査依頼等に関して、学内各部署と連携の上、連絡・調整を行う。

(文責 室長 堀江重雄)